



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年11月6日金曜日 第2115号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則及び愛媛県産業技術研究所使用規則の一部を改正する規則..... 976

告 示

地域森林計画案の公表..... 978
地域森林計画の変更案の公表（4件）..... 978
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... 978
建設業者の許可の取消し..... 979
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 979

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 980
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 980
道路の区域変更（県道久米垣生線）..... 980
道路の供用開始（ " ）..... 980
道路の区域変更（県道串内子線）..... 981
道路の位置の指定..... 981

雑 報

裁決手続開始の決定の公告（3件）..... 981

規 則

○愛媛県規則第55号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則及び愛媛県産業技術研究所使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則及び愛媛県産業技術研究所使用規則の一部を改正する規則

（愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使用料						使用料					
区分	種別	細別	単位	金額	備考	区分	種別	細別	単位	金額	備考
省略						省略					
紙産 業関 係	省略					紙産 業関 係	省略				
省略						省略					
注 1・2 省略						注 1・2 省略					
3 1の規定にかかわらず、紙産業技術センターにおける共同研究室_____、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。						3 1の規定にかかわらず、紙産業技術センターにおける共同研究室、試作品づくり工房、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。					
4 省略						4 省略					
手数料 省略						手数料 省略					

（愛媛県産業技術研究所使用規則の一部改正）

第2条 愛媛県産業技術研究所使用規則（平成15年愛媛県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表第2（第2条 - 第5条、第9条、第10条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">1</td> <td style="width:95%;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>様式第1号（第5条関係） 愛媛県産業技術研究所施設使用許可申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">省略</td> <td style="width:95%;"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用施設</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	1	省略	2	省略	省略		省略		使用施設	省略	省略		<p>別表第2（第2条 - 第5条、第9条、第10条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">1</td> <td style="width:95%;">紙産業技術センター試作品づくり工房 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>省略</td> </tr> </table> <p>様式第1号（第5条関係） 愛媛県産業技術研究所施設使用許可申請書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">省略</td> <td style="width:95%;"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用施設</td> <td style="text-align: center;">紙産業技術センター試作品づくり工房 〔 全体使用 〕 2分の1使用（ 東側 西側 ） 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	1	紙産業技術センター試作品づくり工房 省略	2	省略	省略		省略		使用施設	紙産業技術センター試作品づくり工房 〔 全体使用 〕 2分の1使用（ 東側 西側 ） 省略	省略	
1	省略																								
2	省略																								
省略																									
省略																									
使用施設	省略																								
省略																									
1	紙産業技術センター試作品づくり工房 省略																								
2	省略																								
省略																									
省略																									
使用施設	紙産業技術センター試作品づくり工房 〔 全体使用 〕 2分の1使用（ 東側 西側 ） 省略																								
省略																									

附 則

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則（平成21年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																	
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>5 県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係る愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額は、次の表期間の欄に掲げる期間は、新産業技術研究所規則本則使用料の表及び手数料の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">期間</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間</th> <th>平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間</th> <th>平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">紙産業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p>3 1の規定にかかわらず、紙産業技術センターにおける共同研究室_____、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。</p> <p>4 省略</p> <p style="text-align: center;">手数料 省略</p>	区分	種別	細別	単位	期間			備考	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間	省略								紙産業関係	省略														省略							省略								<p>附 則 （経過措置）</p> <p>5 県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係る愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額は、次の表期間の欄に掲げる期間は、新産業技術研究所規則本則使用料の表及び手数料の表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">期間</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間</th> <th>平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間</th> <th>平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">紙産業関係</td> <td rowspan="2">試作品づくり工房</td> <td>1 全体使用</td> <td>1時間</td> <td>990円</td> <td>990円</td> <td>990円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 2分の1使用</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 省略</p> <p>3 1の規定にかかわらず、紙産業技術センターにおける共同研究室、試作品づくり工房、研修室、控室及び会議室の使用料は、使用時間が1時間に満たないときは1時間とし、使用期間が1月に満たないときは1月として計算する。</p> <p>4 省略</p> <p style="text-align: center;">手数料 省略</p>	区分	種別	細別	単位	期間			備考	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間	省略								紙産業関係	試作品づくり工房	1 全体使用	1時間	990円	990円	990円		2 2分の1使用	1時間	500円	500円	500円		省略							省略							
区分					種別	細別	単位		期間			備考																																																																																						
	平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間																																																																																															
省略																																																																																																		
紙産業関係	省略																																																																																																	
	省略																																																																																																	
省略																																																																																																		
区分	種別	細別	単位	期間			備考																																																																																											
				平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間																																																																																												
省略																																																																																																		
紙産業関係	試作品づくり工房	1 全体使用	1時間	990円	990円	990円																																																																																												
		2 2分の1使用	1時間	500円	500円	500円																																																																																												
	省略																																																																																																	
省略																																																																																																		

告 示

○愛媛県告示第1354号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、東予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1355号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1356号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、

○愛媛県告示第1359号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成21年10月22日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金	法第2条第2項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から		法第2条第2項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から

	融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	第5号まで及び第10号に掲げる者令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	ける者に貸し付ける場合	6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	第5号まで及び第10号に掲げる者令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	ける者に貸し付ける場合	6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
1 省略											
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分2厘	年1分	年1分2厘	年1分2厘	年1分		年1分1厘5毛	年9厘5毛	年1分1厘5毛	年1分1厘5毛	年9厘5毛
3～8 省略											

○愛媛県告示第1360号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-17)第13081号	平成17年6月22日	有限会社ケイ工業	山下 一敬	松山市南高井町1710番地3	平成21年10月29日	土木事業 左官事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 塗装事業 水道施設工事業	有限会社ケイ工業の取締役が建設業法第8条第10号に定める欠格要件に該当することが判明したため。

○愛媛県告示第1361号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加戸守行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
今第 28号	今治市宮窪町宮窪2881番地	指定金融機関 伊予銀行 宮窪支店	今治市宮窪町宮窪2881番地	平成21年10月20日

○愛媛県告示第1362号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
今第 27号	今治市吉海町八幡162番地2	指定金融機関 伊予銀行 大島支店	売りさばき人 今治市吉海町八幡162番地2 指定金融機関 伊予銀行 大島支店 売さばき所 今治市吉海町八幡162番地2	売りさばき人 今治市吉海町幸新田84番地 指定金融機関 伊予銀行 吉海支店 売さばき所 今治市吉海町幸新田84番地	平成21年 3月9日

○愛媛県告示第1363号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年11月6日

愛媛県四国中央保健所長 河 野 英 明

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
丸菱ペーパーテック株式会社
四国中央市金生町下分2012番地
代表取締役 吉田省三
- 事業場の名称及び所在地
丸菱ペーパーテック株式会社

- 四国中央市金生町下分2012番地
- 特定施設の種別
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号予
 - 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更
 - 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
(1) No.1排水口（工場排水）
変更なし
(2) No.2排水口（清水余水）
変更なし
備考 No.3排水口からNo.2排水口に名称変更する。
この他に雨水排水口が10箇所（今回2箇所廃止し、3箇所新設する。）ある。

○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市井門町1504番1地先から 同市古川南三丁目1350番4地先まで	旧	メートル 11.0~72.0	キロメートル 0.104	
			新	11.0~72.0	0.145	

○愛媛県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市井門町1504番1地先から 同市古川南三丁目1350番4地先まで	平成21年11月6日

○愛媛県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子3937番5から 同町内子3847番まで	旧	メートル 4.4～15.3	キロメートル 0.371	
			新	7.5～31.2	0.371	

○愛媛県告示第1367号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年11月6日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年10月23日 21大土建（道）第4号

2 道路の位置

愛媛県大洲市若宮字ヤクシマル985番2・985番6・987番1・988番7・987番1地先水路

幅員 4.50メートル

延長 29.32メートル

3 申請人の住所及び氏名

八幡浜市広瀬一丁目7番30号

有限会社 八幡浜不動産

代表取締役 菊池 茂男

4 図面省略

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成21年10月28日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成21年11月6日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事（愛媛県宇和島市高串字丁田地内から同市三間町則地内まで及び西予市宇和町皆田地内から同市宇和町稲生地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県西予市宇和町皆田	177番3	山林	山林	115	115.01	115.01	愛媛県西予市宇和町皆田542番地 松本 高志	昭和6年 12月3日 第6122号	抵当権	亡清家 多門 法定相続人 愛媛県八幡浜市1142番地 清家 貞雄

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成21年10月28日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成21年11月6日

愛媛県収用委員会
会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事（愛媛県宇和島市高串字丁田地内から同市三間町則地内まで及び西予市宇和町皆田地内から同市宇和町稲生地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする土地の実測(㎡)				
愛媛県西予市宇和町皆田	451番	雑種地	雑種地	158	160.33	90.82	別記のとおり			

別記

持 分	住 所 及 び 氏 名			
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 喜惣治
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	巖岩 重吉
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 源治
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 元三郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 祐七
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 徳平
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 吉蔵
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 本治
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 定八
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 為吉
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 文太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 只太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	小出 長太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 熊太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 伊勢松
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 午太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 宇太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 孫吉
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 彦十郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	小出 伊平
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 常八
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 喜平太
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 傳七
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 新八
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	小出 利平
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	佐藤 庄七
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 吉三郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 辰治

42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 長治郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 平七
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 九十郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 亀蔵
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 伊三郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 七平
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 與平治
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	宇都宮 友治
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 七蔵
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	宇都宮 傳太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	宇都宮 兼太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	松本 安太郎
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	萩森 安吉
42分の1	不明。	ただし、登記簿表題部所有者	下宇和村大字皆田	宇都宮 善太郎

○**裁判手続開始の決定の公告**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成21年10月28日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。
平成21年11月6日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線新設工事（愛媛県宇和島市高串字丁田地内から同市三間町則地内まで及び西予市宇和町皆田地内から同市宇和町稲生地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

3 収用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 (土 地) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受付年月日 受付番号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県西予市宇和町皆田	726番1	墓地	墓地	19	21.03	21.03	愛媛県西予市宇和町下川1116番地 萩森 栄 (ただし、住民票の住所 愛媛県西予市宇和町皆田786番地)			
	727番2	畑	墓地	0.01	0.01	0.01				